

名古屋市公報	令和 2年 6月17日 第57号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(ス市・地域振興課) (第90号)	3
告	示	
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第379号)	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第380号)	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第381号)	6
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第382号)	7
○ 告示の訂正について	(環境・地域環境対策課) (第383号)	8
○ 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2 種市街地再開発事業の事業計画の変更について	(住都・緑都市整備事務所) (第384号)	9
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等に関する告示の一部改正	(財政・税制課) (第385号)	11
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第386号)	17
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課) (第387号)	19
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第388号)	20
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会臨時会の開催について	(第14号)	22
公	告	
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	23
○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告	(住都・建築指導課)	24
雑	報	
○ 特別職人事異動		25

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第90号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和 2年名古屋市条例第48号）の施行期日を令和 2年 6月23日と定めるものです。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 12 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第90号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和 2 年名古屋市条例第48号）の施行期日は、令和 2 年 6 月 23 日とする。

名古屋市告示第 379号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 2年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区昭和町 8番の一部、12番14の一部、12番15の一部、12番16の一部及び12番35の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 380号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 267号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市南区鶴見通 3丁目 3番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 381号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 373号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 2年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市南区浜田町 5丁目 1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

六価クロム化合物（土壤溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 382号

告示の訂正について

令和元年名古屋市告示第77号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 2年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地の項中「及び 3番の一部」を「、3番 1の一部及び 3番 2の一部」に改めます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 383号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第 136号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 2年 6月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域の項中「及び 3番の一部」を「、 3番 1の一部及び 3番 2の一部」に改めます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第384号

名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業の事業計画
の変更について

名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年6月8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 市街地再開発事業の種類及び名称

種類 第2種市街地再開発事業

名称 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業

2 事業施行期間

（変更前）事業計画決定の公告の日から令和5年3月31日まで

（変更後）事業計画決定の公告の日から令和10年3月31日まで

3 施行地区及び工区

施行地区 名古屋市緑区鳴海町字上汐田、字本町及び字向田の各一部

A工区 名古屋市緑区鳴海町字上汐田及び字向田の各一部

B工区 名古屋市緑区鳴海町字本町及び字向田の各一部

C工区 名古屋市緑区鳴海町字上汐田の一部

D工区 名古屋市緑区鳴海町字向田の一部

4 施行者の名称

名古屋市

5 事務所の所在地

名古屋市中区金山二丁目15番16号

6 事業計画の決定の年月日

平成10年11月26日

7 事業計画の変更の年月日

令和2年6月8日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 385 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等に関する告示の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（平成27年名古屋市告示第 783 号）の一部を次のように改正します。

令和 2 年 6 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

表「規則第 1 条第 1 項第 2 号」の項から「規則第 1 条第 3 項第 5 号」の項までを削る。

表「規則第 2 条第 2 号」の項から「規則第 3 条第 2 項第 2 号」の項までを次のように改める。

規則第 1 条第 2 号	官公署から発行され、	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
	又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
	第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、

	生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付さ

	号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	れた個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第 2条第 3項第 2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）
		地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）
		印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）
		地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）
規則第	過去に法第16条の規定	修正申告書に記載された修正申告直前の課

2条第 4項第 5号	により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
------------------	--	--

表「規則第3条第4項」の項第1欄中「第3条第4項」を「第2条第5項」に改める。

表「規則第3条第5項」の項及び「規則第4条第2号ロ前段」の項をそれぞれ次のように改める。

規則第 2条第 6項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合
		所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等によ

		り、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
		過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合
規則第 3条第 2号口 前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該提供を行う者の個人番号及び個人識別事項が記載されているものに限る。）	個人番号カード
		還付された個人番号カード
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。）であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）

表「規則第4条第2号口後段」の項第1欄中「第4条第2号口後段」を「第3条第2号口後段」に改める。

表「規則第4条第2号ニ」の項第1欄中「第4条第2号ニ」を「第3条第2号ニ」に改める。

表「規則第7条第1項第2号」の項第2欄並びに「規則第9条第4項」の項第2欄及び第3欄中「第12条第2項第1号」を「第12条第3項第1号」に改める。

表「規則第9条第5項第6号」の項第3欄中「又は還付された通知カード」を削る。

表「規則第10条第3号口前段」の項を次のように改める。

規則第 10条第 3号口 前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 386号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 6月11日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

小原橋緑地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小幡太田、苗代一丁目、苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香流橋一丁目、東千種台	図面守山42の7の区域	昭和56年 4月 1日
-------	---	-------------	-------------

」

を

「

小原橋緑地	守山区小幡千代田、小幡宮ノ腰、小幡太田、苗代一丁目、苗代二丁目 千種区竹越一丁目、香	図面守山42の8の区域	昭和56年 4月 1日
-------	---	-------------	-------------

	流橋一丁目、東千種台		
--	------------	--	--

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年 6月11日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第387号

名古屋市議会定例会の招集について

令和2年6月19日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和2年6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第388号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

なかのタウンハウス建築協定

2 建築協定区域

名古屋市中川区助光二丁目2217番 外

3 縦覧期間

令和2年6月12日から同年7月9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

なかのタウンハウス建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和 2 年 7 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所西 12A 会議室（名古屋市役所西庁舎 12 階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市教育委員会告示第14号

教育委員会臨時会の開催について

令和 2年 6月17日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 6月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和 2年度一般会計補正予算について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年6月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市北区柳原三丁目605番及び606番1

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和2年6月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市千種区千種一丁目102番、103番1、103番2、108番及び109番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

特別職人事異動

令和2年6月8日付

監査委員任命		山 本 正 雄
--------	--	---------